

日放技発第 873 号
令和元年 12 月 18 日

公益財団法人日本医療機能評価機構
理事長 河北 博文 殿

公益社団法人日本診療放射線技師会
会長 中澤 靖 夫



病院機能評価における医療放射線安全関連の認定条件追加に関する要望

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は日本診療放射線技師会（以下、本会とする）の事業に格別のご理解とご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本会は国民に対する医療安全の確保、医療技術を適切に提供するための環境整備、がん対策基本法にも十分対応すべく疾患の早期発見、早期治療に寄与する観点等を踏まえ専門技術の向上・医療安全の推進を行っております。

今般、診療用放射線に係る安全管理体制並びに診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の取扱いについて、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第21号。以下「改正省令」という。）が2019年3月11日に公布され、このうち、診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の取扱いに関する規定については2019年4月1日に、診療用放射線に係る安全管理体制に関する規定については2020年4月1日にそれぞれ施行されることとなりました。また、改正省令の公布に合わせて、医療法施行規則第一条の十一第二項第三号の二ハ（1）の規定に基づき厚生労働大臣の定める放射線診療に用いる医療機器（平成31年厚生労働省告示第61号。以下「告示」という。）が告示され、2020年4月1日から適用されることとなりました。このことから、エックス線装置等を備えるすべての病院・診療所において、医療放射線安全管理責任者を配置すること、医療放射線安全管理指針の策定をすること、医療放射線に係る安全管理のための職員研修を実施すること、医療被ばくの線量管理・線量記録をすることが求められることとなり、今後、各施設での医療放射線の安全管理体制の確保は、医療機器の安全管理や感染制御対策と同様に重要な位置づけとなります。

つきましては、現在、項目として挙げられていない「医療放射線安全管理体制の整備」について、追加していただくことを要望する次第です。

病院機能評価は、良質な医療を目指す病院の活動を支えており、本要望は医療の質を向上させることを目的とした趣旨と合致すると考えております。

何卒ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上